

特別区競馬組合



平成 29 年 3 月 5 日

特別区競馬組合競馬事務局総務課人事係

1 特別区競馬組合とは

特別区競馬組合は、特別区（東京23区）が共同で地方競馬事業を行うために設立した一部事務組合であり、東京シティ競馬（大井競馬）を主催・運営している団体です。競馬事業による収益金の一部を各区へ分配することで各特別区の財政に貢献しています。

特別区競馬組合DATA

所在地	品川区勝島2-1-2
最寄り駅	東京モノレール大井競馬場前駅（徒歩2分） 京浜急行立会川駅（徒歩12分）
予算	1086億円（平成28年度一般会計当初予算）
職員数	75人（平成28年4月1日現在。再任用除く）
問合せ先	競馬事務局総務課人事係 TEL：03-3763-2985（直通）
ホームページ	http://www.tokycitykeiba.com/

2 競馬の目的

競馬の目的としては、1. 馬事畜産振興、2. 財政への寄与、3. 健全娯楽の提供があげられます。地方競馬にあつては、馬事畜産振興は主として地方競馬全国協会への納付金制度を通じて実施されています。第2の財政への寄与としては、①競馬主催自治体への分配金、②地方公共団体金融機構への納付金、③災害復興支援や国家的行事等への拠出などによって行われています。第3の健全娯楽の提供としては、快適な施設環境のもとで、知的な推理や適度なスリルと興奮が味わえるレジャーとして、多くの人々に競馬の楽しさを提供することです。

3 東京シティ競馬（TCK）とは

(1) 日本一の地方競馬です

日本の競馬には、農林水産省の管轄の下、日本中央競馬会（JRA）が主催する中央競馬と地方自治体が主催する地方競馬との二本立ての体制となっており、東京シティ競馬（大井競馬）は特別区が主催するため地方競馬に分類されます。

地方競馬は、現在14団体（※）で行われていますが、どの団体も公正確保を大前提として健全な事業を行っており、その収益により運営されています。そのなかで、東京シティ競馬は、地方競馬において売上・入場者数ともに日本一の規模を誇っています。

（※） 現在、地方競馬は全国17か所の競馬場において開催されており、主催者数は別表のとおり14団体であるが、これを自治体数で見ると50団体となる。

別表 地方競馬主催者数（平成28年1月1日現在）

地区 区分	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	計
都道府県	1			1						2
縣市町組合		1	3		2	1		1	1	9
市	1			1						2
市町組合			1							1
計	2	1	4	2	2	1	0	1	1	14

備考] 1 本表中一部事務組合を構成する地方公共団体数は、9県、12市、23区、2町の計46団体である。直接開催する1道、1県、2市を含めると50団体である。

2 特別区競馬組合は、市町組合に算入した。

(2) 日本初のナイトー競馬「トゥインクルレース」で有名です

東京シティ競馬は、1986年（昭和61年）7月31日、日本で初めてとなるナイトー競馬「トゥインクルレース」を開催しました。トゥインクルレースの実施は売上の増加とともに、新たなファン層を開拓することになり、20代の若者やOLといった従来競馬場には少なかった客層の開拓に成功し、大井競馬場は都心のレジャースポットの1つとして定着していきました。

平成28年度においては、年間19開催合計97日間の開催のうち9月19日・22日、12月29日～31日を除く4月から12月までの15開催合計72日間をトゥインクルレースとして実施する予定となっています。

(3) 新しいことに積極果敢に挑戦し、地方競馬をリードしてきました

東京シティ競馬は、トゥインクルレースの他にも、スターティングゲートの採用、決勝写真・パトロールフィルムを採用、勝馬投票券の「三連単」「ワイド」「馬単」の発売など、多くの「日本で初めて」を提供してきました。

また、東京シティ競馬では、来場者の満足度の増大や新規ファンの獲得のため、大井競馬場を一つのアミューズメント施設と捉え、競馬場そのものの付加価値を高めるための様々な施策を展開しています。

平成13年には「レースを観戦しながらゆったり食事のできる施設」として競馬観戦型レストラン「ダイヤモンドターン」を4号スタンドにオープンさせました。平成27年11月には「最上のラグジュアリー空間、ゴール目前でのライブ感溢れる観戦環境、最新のキャッシュレス在席投票」を備えた新スタンド「G-FRONT」がオープンしました。

4 特別区競馬組合の職員とは

(1) 特別区競馬組合の職員は23区の職員として採用されますので、基本的には区の職員と同じ待遇（服務規程、給与、福利厚生等）となっています。ただし、競馬の開催という特殊性のある事業を行っているため、他の23区の職員と比べて、以下の点が異なっています。

- ① 勤務日及び勤務時間が変則的である。
- ② 事業で収益を上げる仕事である。
- ③ 地方競馬の勝馬投票券は購入できない（競馬法第29条第3項）。

(2) 特別区競馬組合の業務の内容は、部署によって異なります。主に開催業務・非開催業務・場外発売業務に分類する事ができます。

- ① 開催業務 大井競馬開催時に競馬の運営に直接携わる業務。
裁決・審判・発走・馬場管理・勝馬投票券の発売・場内警備・場内イベント・指定席の管理・従業員の勤怠管理等
- ② 非開催業務 前開催の整理や次開催の準備
番組編成・馬の入厩管理・発売金の集計・広報等
- ③ 場外発売業務 他の競馬場の勝馬投票券を発売する業務
勝馬投票券の発売・場内警備・従業員の勤怠管理等

その他に、他団体との連絡調整・議会事務・契約・経理・人事・予算等の事務を掌る部署があります。

(3) 特別区競馬組合の職員の中に、入庁当初から競馬のプロという職員はいません。入庁後には、上司や先輩からの説明・指導や競馬に関する様々な研修が用意されており、これらを通じて徐々に学んでいきます。また、ほとんどの職場が競馬場内にあるため、無理なく競馬の仕事を学べる環境となっています。

・入庁後に行う専門的な研修

- ① 裁決業務研修：競走の監視等により公正確保を図る業務の研修
- ② 決勝審判業務研修：競走の着順やタイムを計測する業務の研修

(4) 特別区競馬組合の職員は、主に以下の場所での勤務があります。

- ① 大井競馬場内総合事務所 (東京都品川区) 職員 70名
 - ② 東京区政会館 (東京都千代田区) 職員 4名
 - ③ 小林牧場分厩舎管理事務所 (千葉県印西市) 職員 1名
- (平成 28 年 4 月 1 日現在。再任用職員除く)